地域農業を担う農業者を応援!!



県では、これまで核となる担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農)の育成・支援により農業を振興してきましたが、農業者の高 齢化・減少、遊休農地の増加が進み、核となる担い手だけでは地域農業を維持していくことが困難な状況です。

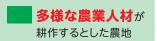
そこで、核となる担い手に加え、経営発展に意欲的な農業者を幅広く担い手としてとらえ、**市町が策定する地域計画に「農業を担う者」** として位置付けられた農業者が創意工夫により経営発展を目指す経営計画(多様な農業人材経営計画)を認定し、認定を受けた認定農 業人材に支援を行います。

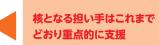
地域計画(目標地図)

農業を担う者が10年後に目指す 農地利用の姿を明確化



核となる担い手が 耕作するとした農地









認定新規就農者

核となる担い手

多様な農

多様な農業人材経営 計画を認定し、支援



(核となる担い手以外)



定年帰農者

「核となる担い手」+「多様な農業人材」で農地の維持・地域農業の発展を目指します!

申請者の要件(1~4の全てを満たすこと)

①地域計画に「農業を担う者」として位置付けられていること又は位置付けられること が確実と見込まれる者

(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者を除く)

- ②営農を5年以上継続する意欲があること
- ③農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- ④地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開(規模拡大、新たな品目・新技術導 入など)を目指すこと

多様な農業人材(イメージ)



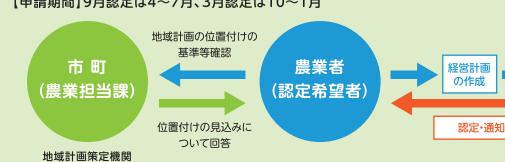
申請



専業農家(核となる担い手以外) 上記の者など地域農業に貢献する意欲ある農業者

多様な農業人材経営計画認定の手順

【申請期間】9月認定は4~7月、3月認定は10~1月



農業改良 普及センター

認定機関 (認定は9月1日、3月1日)

➡ 多様な農業人材経営計画認定制度に関するQ&A ≡

Q1 地域計画に「農業を担う者」として位置付けられるにはどうしたらいいですか?

市町により地域計画への位置付けの基準(耕作面積、所有農地面積等)やスケジュールが異なりますので、営農する農地がある 市町農業担当課にご確認ください。

Q2 多様な農業人材経営計画には何を記載するのですか?

規模拡大、新たな品目や新技術の導入などの計画や経営品目・作付面積、販売金額の目標、地域農業への貢献など、5年後の目 指す経営を自ら作成します。なお、計画は認定基準を満たす必要があります。詳しくはHPでご確認ください。

Q3 どこに申請すればいいですか?認定の時期や有効期間はどれくらいですか?

農業を担う者として位置付けられる地域計画を策定する市町を所管する農業改良普及センターに申請します。認定は9月1日と3 月1日です。9月に認定を受ける方は4~7月、3月に認定を受ける方は10~1月に農業改良普及センターに申請してください。有 効期間は認定を受けた日から5年間です。

Q4 認定のメリットは何ですか?

自らの農業経営の目標を明らかにし、計画に基づき経営改善を図ります。また、下記の支援策がありますのでご活用ください。

認定農業人材への支援策

経営計画の達成に必要な営農用機械等への支援(補助事業)

地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品目・新技術の導入など経営計画の達成に 必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

①対象者・・・・・・・認定農業人材(多様な農業人材経営計画の認定を受けた者)

②対象となる事業内容 ・○新たに導入する農業用機械・施設

○空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる改修・移設

③助成額・補助率 ・・・・ 事業費の1/3以内(県1/6以内、市町1/6以内)

上限200万円(県100万円、市町100万円)

4 申請先 ・・・・・・・ 市町農業担当課

・・・○軽トラックなど汎用性の高い機械や単なる機械の買い替えは対象外とします。

○作業面積に沿った能力の機械とし、過剰な機械導入でないこと。

○補助金は、予算の範囲内で交付するため、内容が補助対象事業に該当する場合であっても必ず交付対象と なるものではありません。申請者の取組計画(拡大面積、積極的な営農展開等)を審査し、予算の範囲内で 採択します。取組計画は事業実施年度の翌々年度(目標年度)までに達成している必要があります。

農業改良普及センターによる支援

農業改良普及センターで営農継続に役立つ研修や、栽培・経営相談など営農継続を支援します。

地域計画に関する問い合わせ、補助事業の申請先 各市町農業担当課

多様な農業人材経営計画認定の申請先

東讃農業改良普及センター(さぬき市津田町津田930-2) tel.0879-42-0190 小豆農業改良普及センター (小豆島町池田2519-2) tel.0879-75-0145 中讃農業改良普及センター (善通寺市生野本町1-1-12) tel.0877-62-1022 西讃農業改良普及センター (三豊市豊中町笠田竹田438-1) tel.0875-62-3075 制度の詳細等は、 HPをご確認くだ さい。また様式等 はHPからダウン ロードできます。



詳しくは

ご確認ください。

HPを



問い合わせ先

香川県農政水産部農業経営課農地マネジメントグループ

高松市番町四丁目1-10 tel. 087-832-3408